

令和5年度 第1回尼崎市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

日 時 令和5年9月12日(火) 午後3時から午後4時30分まで
場 所 オンライン及び会場(尼崎市立ユース交流センター 多目的室)
出席者 委員17人(代理出席含む。)

議事要旨

1 開会

出席状況の報告及び資料の確認

2 議題

(1) 会長及び副会長(職務代理)の選任

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会条例の第3条に基づき、会長及び副会長(職務代理)の選任を行った。東委員を会長、比嘉委員を副会長(職務代理)とした。

(2) 委員紹介等 **資料1**

こども青少年部長(こどもの人権擁護担当課長事務取扱)より、尼崎市いじめ問題対策連絡協議会の概要について、資料1を参照しながらご説明いただいた。その後、各委員が、名前、所属、担当している業務や過去のキャリアや活動経験について紹介した。

(3) いじめの防止について **資料2**、**資料3**

(前半) 法体系について

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会事務局より、「法体系について」というテーマで、「いじめ防止対策推進法」を中心に、いじめに関する法体系を説明し、共有する場とした。

【主な内容】

- ・平成23年の10月に滋賀県大津市で中学2年生の男子生徒がいじめを苦に自殺をするなど全国でいじめをめぐる問題が深刻化したことを受け、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行された。
- ・いじめ防止対策推進法第14条第1項に、「地方公共団体は、いじめの防止等に関する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。」という規定がされており、これが当協議会の根拠法令となっている。
- ・いじめ問題対策連絡協議会以外にも、尼崎市はいじめ防止対策推進法を基に、いじめ問題対策審議会やいじめ問題調査委員会という組織を置いている。
- ・いじめ問題対策連絡協議会の所掌事務は、「いじめの問題に関する情報共有及び意見交換」及び「関係機関及び団体相互の連絡調整」で、こどもの人権擁護担当が所管している。
- ・いじめ問題対策審議会の所掌事務は、「いじめ防止等のための対策の検討」及び「重大事態の調査審議」で、教育委員会のいじめ防止生徒指導担当が所管している。
- ・いじめ問題調査委員会の所掌事務は、「重大事態に係る調査結果の再調査」及び「再調査結果を踏まえた再発防止策の検討」で、こどもの人権擁護担当が所管している。

(後半) 「尼崎市いじめ防止基本方針」について

尼崎市いじめ問題対策連絡協議会事務局より、「尼崎市いじめ防止基本方針について」というテーマで、いじめの防止等に係る取組を説明し、共有する場とした。

【主な内容】

- ・いじめ防止対策推進法第11条と第13条において、国及び学校に対し「いじめ防止基本方針」の策定を義務付けており、これを基に、国は平成25年10月に基本方針を策定し、尼崎市では平成26年度に各学校が基本方針を策定した。
- ・地方公共団体は、いじめ防止対策推進法第12条に「地方いじめ防止基本方針」として、方針の策定が努力義務(任意)で定められており、尼崎市は、「児童の権利に関する条約」や「尼崎市子どもの育ち支援条例」の趣旨を踏まえ、いじめの問題に対し、児童生徒、学校、家庭、地域及び関係機関が一体となって取り組むため、「尼崎市いじめ防止基本方針」を平成28年1月に策定した。
- ・「尼崎市いじめ防止基本方針」には、いじめの防止等の対策に関する基本理念、いじめに対する共通理解、いじめの定義、いじめの解消、重大事態への対処などを定めている。
- ・基本理念のうち、「いじめの問題は、地域社会全体で連携して対応していくものとする。」という理念は、いじめ問題対策連絡協議会の役割に近いものである。
- ・「尼崎市いじめ防止基本方針」では、「いじめの防止等に係る取組」をまとめたものを別紙として掲載しており、別紙の左側に「これまでの取組の成果と課題」を記載し、右側に「評価結果(今後の取組方針)」を記載している。また、いじめに関する取組の状況に応じ、1年に1度の更新を行っており、この内容に基づきPDCAを回している。

(4) いじめの認知について

(前半) いじめの認知について

いじめ防止生徒指導担当係長より、「いじめの認知について」というテーマでお話いただいた。

【主な内容】

- ・人は一点に集中してしまうと、そこばかりに注目がいってしまう。学校現場でも同じように、普段からよく見ている子どもたちだからこそ、気づけなくなることも出てくる。そういうことがないように、先生はいろいろな側面から子どもたちを見て、現状を把握していくことが大事である。
- ・国もいじめの対応については、地域社会全体で対応していくことを求めており、学校現場だけではなく、地域の方、保護者の方も含め、たくさんの方々でしっかり見守って、子どもたちの安心安全な生活というのを築いていくというのが大事である。
- ・現行のいじめの定義は、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとする。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」である。
- ・学校では、全校生徒を対象に、いじめに関するアンケートを実施しており、各学期に最低1回実施している。また、実施したその日中に必ず複数体制でチェックをする。
- ・いじめの解消条件は、「いじめの行為が止んでいること(少なくとも3か月間)」、「被害を受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと」の2つが満たされることで初めて解消となる。
- ・いじめの認知についての文部科学省の考え方は、「いじめの認知件数が多いことは、教職員の目が行き届いていることのおかげ。」、「いじめの認知を正確に行うことが極めて重要。」、「いじめの芽、いじめの兆候、それもいじめである。」、「いじめの芽の段階で対応すること。それが重大な事態を防ぐことに繋がる。」、「大きな事態になる前にしっかり確認して、しっかり把握して、適切な対応を行うということ。それがいじめ対応として大事なことである。」といったものである。
- ・尼崎市のいじめ認知件数は、令和4年において、小学校では4,950件、中学校では754件、高等学校は36件となっており、いじめ認知が非常に多いという不安を感じるかもしれないが、これは国と同様に、市教育委員会としても、積極的にしっかり学校が認知をしている結果である。

(後半①) グループワーク

目的:いじめの未然防止、早期発見・早期対応、いじめ対応の理解を深める。

方法:いじめに関する架空の事例を出し、担任の先生の目線に立ち、どのように対応するかについて、グループ内で意見を出し合う。

発表:グループ内で出た意見を踏まえた感想や考えたことを代表者より発表する。

I : A委員、B委員、C委員、D委員

II : E委員、F委員、G委員、H委員

III : I委員、J委員、K委員、L委員

IV : M委員、N委員、O委員、P委員

(後半②) 発表

事例1

保護者から、『最近、うちの子元気がないんです。どうしたのと聞いても何も言わないし、いじめられているんじゃないかなと思うのですが。学校での様子はどうですか。』という電話があった。

担任の先生は、『そのような様子はないのですが、注意して見ておきます。』と返事をした。

翌日、担任の先生が、本人に聞き取りを行いました。本人が大丈夫と答えたため、いじめ認知はしなかった。

(I委員)

連絡があったことを学校全体で共有するという意見が出た。

ただ、全体で共有するのはなかなか難しい部分もあると思うので、まずは学年、管理職に必ず、連絡があったことを報告して、どのような形で対応していくのかということを共通認識していく必要があると思う。そのあと、子どもに直接聞いて、『大丈夫』と答えているが、『大丈夫』と言ったからといって、子どもは必ずしも大丈夫ではないと思うので、そのあとも、じっくり様子を観察していく必要があると思う。また、必ず聞いたことに関しては保護者の方にもう一度連絡をして、『今このような形で大丈夫とは言っているのですが。』ということは伝えておかないといけないと思う。

保護者の方にも、もう一度様子を見て、お子さんの様子がどうおかしいのかと思っているのかというところをきちんと聞いておく必要もあるというような意見が出た。

事例2

登下校途中に被害生徒Aは、加害生徒Bに、「通行料」を請求された。

また、校内においても、Bが休憩時間に違う教室のAの所に度々やって来て、机の周りに立ったり、廊下で通せんぼをしたりするなど嫌がらせをしていた。

そして、Aは、「また何か嫌がらせをされるのではないか」という不安を常に持ち続けながら学校生活を送っていた。ある日、Aは、家庭訪問に訪れた担任に、勇気を出してこの不安を打ち明けた。

(M委員)

先ほどと同じように、この件に関してもやはり複数人の教員で対応するっていうのが必要だと思う。まず、Aの見守りが必要で、合わせて加害生徒のBに対するケアも必要になってくるかと思う。また、グループで出たのが、学校全体で対応できるように、周りの協力も得ることも必要かと思う。クラスや、学年での集会を開いて、今こういうことが、学年の中で起こっているなど、そういうことがあったら心当たりがあれば教えて欲しいとか、周りでそういうことが起こらないような体制を作っていくことが大事という意見が出た。

(後半③) フィードバック

いじめ防止生徒指導担当係長より、グループワークで出た意見をもとに、フィードバックをした。

【主な内容】

- ・事例への対応ポイントとして、子どもたちが勇気を出して、情報をくれたこと。こういった意見をくれた子どもたちにありがとうと言う。また、その勇気に対して『しっかり守るからね。』という安心感を与えていくということ。この初動が大切になる。
- ・相談できる環境、普段からの人間関係があるかどうか、また、教育相談等のシステムのなものも含めてそういった仕組みがあるかどうかということが大切である。
- ・1人で抱え込まず、すべての教職員で情報共有して、組織的に取り組むということが大切である。
- ・一人一人が安心できる学級づくりや、きずなづくり、こういった普段から先生ができることが、すでにいじめ対応や、いじめ対応の未然防止に含まれている。
- ・子どもたちにしっかり向き合い、保護者と連携しながら、また、地域の方々と、情報共有しながら、いじめ対応をスムーズにできるようにすることが大切である。

(5) 子どもの居場所推進事業について 資料4

こども青少年部長より、子どもの居場所推進事業の概要について、資料5を参照しながらご説明いただいた。

【主な内容】

- ・こども青少年課において、令和5年度より、子どもの居場所推進事業を開始している。
- ・この事業は、食事の提供、学習支援、遊びなどを通じて、すべての子どもが継続的に安全・安心して過ごせる居場所が地域で広がるよう、子どもの居場所づくりを推進するものであり、「子どもの居場所づくり推進事業補助金」と「子どもの居場所周知事業」の2つの事業を実施している。
- ・「子どもの居場所づくり推進事業補助金」は、市内の子ども食堂をはじめとした地域の子ども居場所の実施団体等に対し、子どもの居場所事業に必要な経費を補助するもので、安定的・継続的な活動を支援し、子どもの見守りを強化することにつながるものである。
- ・「子どもの居場所周知事業」は、子どもが安全・安心して過ごせる居場所の周知ということで、市内の子ども食堂や学習支援、交流等の子どもの居場所を登録制にし、施設にステッカーを掲示するもので、市内の安心・安全な子どもの居場所を広く市民に周知するとともに、市から登録団体へ情報発信を行うことが可能になるものである。
- ・子ども食堂や子どもの居場所を把握していくことで、子どもの見守りにつなげていくことが可能になるため、子どもの居場所周知事業での登録が進めば、次回の会議の際に、実施団体の一覧表を情報共有することを考えている。

(6) その他

特になし。

以上